

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から46年1月1日まで

私は、申立期間中、A事業所の臨時職員として勤務していたが、年金事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いなく、一緒に勤務していた臨時職員の同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存する給料に関する資料及び申立期間当時の臨時職員の男性同僚の供述により、申立人が申立期間においてA事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、前述の同僚が申立人と同性で同一の業務を行っていたとして挙げた臨時職員3人（前述の同僚を含む。）は、いずれもA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の加入記録が確認できる上、このうち、A事業所における臨時職員としての雇用期間が確認できる前述の同僚は、当該雇用期間がA事業所における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の臨時職員の同僚3人の標準報酬月額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、社会保険事務所（当時）の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い上、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年3月まで

私は、昭和52年8月26日にA市からB町に転居した際、B町役場で国民年金の加入手続を行い、役場の職員の説明で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB町役場において一括で納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の手帳記号番号が払い出された時点（昭和52年9月）では、申立期間の一部（昭和48年10月から50年6月まで）の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施時期でもないことから、申立期間の国民年金保険料をB町役場において一括で納付することができない。

また、特殊台帳及びB町の国民年金被保険者名簿では、いずれも、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。